様式第４（第５条関係）（平５通産令75・全改、平15経産令72・令元経産令17・一部改正）

【書類名】 図面

【図１】

〔備考〕

1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21cm、縦29.7cm）の大きさのトレーシングペーパー若しくはトレーシングクロス（黄色又は薄い赤色のものを除く。）又は白色上質紙を縦長にして用いる。ただし、特に必要があるときは、横長にして用いてもよい。

2　図は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。

3　図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

4　描き方は、原則として製図法に従つて、黒色で、鮮明にかつ容易に消すことができないように描くものとし、着色してはならない。

5　２以上の図があるときは、原則として当該出願に係る考案の特徴を最もよく表す図を「【図１】」とし、以下各図ごとに「【図２】」、「【図３】」のように連続番号を図の上に付し、図面が複数枚にわたるときも、全ページを通じて各図ごとに連続番号を付す。また、１の番号を付した図を複数ページに描いてはならず、異なる番号を付した図を横に並べて描いてはならない。

6　符号は、アラビア数字を用い、大きさは約５mm平方とし、他の線と明確に区別することができる引出線を引いて付ける。同一の部分が２以上の図中にあるときは、同一の符号を用いる。

7　線の太さは、実線にあつては約0.4mm（引出線にあつては約0.2mm）、点線及び鎖線にあつては約0.2mmとする。

8　切断面には、平行斜線を引き、その切断面中異なる部分を表す切断面には、方向を異にする平行斜線を、それができないときは、間隔の異なる平行斜線を引く。

9　図中のある個所の切断面を他の図に描くときは、一点鎖線で切断面の個所を示し、その一点鎖線の両端に符号を付け、かつ、矢印で切断面を描くべき方向を示す。

10　凹凸の部分を表すには、断面図又は斜視図を用い、特に陰影を付ける必要があるときは、約0.2mmの実線で鮮明に描く。

11　中心線は、特に必要がある場合のほかは、引いてはならない。

12　図面に関する説明は、明細書の中に記載する。ただし、図表、線図等に欠くことができない表示、切断面の表示及び図の主要な部分の名称については、次の要領で図面の中に記入することができる。

イ　用語は、明細書又は実用新案登録請求の範囲において使用した用語と同

一のものを用いる。

ロ　文字は、図中のいずれの線にも掛かることなく記入する。

ハ　図の主要な部分の名称は、なるべく符号と共に記入する。